省　令

○法務省令第三十九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

法務大臣　仙谷　由人

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

表の法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第二号を削り、同欄第三号中「保健師、助産師又は」を削り、同号を同欄第二号とし、同欄第四号を削り、同欄第五号を同欄第三号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十条第一項の規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「販売（法第四条第一号に規定する販売をいう。）を目的としない製造を業とする製造業者」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　販売（法第四条第一号に規定する販売をいう。）を目的としない製造を業とする製造業者

二　飼料の消費者に対する販売を目的とする製造を業とする製造業者であつて、田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造するもの

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○国家公安委員会国土交通省告示第一号

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十一年国家公安委員会国土交通省告示第一号（特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を指定した件）の一部を次のように改正したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、関係道府県警察、北海道開発局、関係地方整備局、関係道府県及び関係市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

国土交通大臣　馬淵　澄夫

平成二十一年国家公安委員会国土交通省告示第一号により指定された特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の一部を次のように改正する。

（「次のよう」は省略）

○総務省告示第四百二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月三十日

総務大臣　片山　善博

一　名　称　ハイチ派遣国際救援隊

二　国外派遣期間　平成二十二年十二月一日から平成二十四年一月三十一日まで

三　派遣人数（概数）　三百三十人程度

四　派遣地域　ハイチ共和国

○法務省告示第五百九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十九号）の施行に伴い、平成十八年法務省告示第百七十三号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の医療の在留資格に係る基準の二号ロの規定に基づき病院等を定める件）は、廃止する。

平成二十二年十一月三十日

法務大臣　仙谷　由人

○法務省告示第五百九十五号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を次のとおり告示する。

平成二十二年十一月三十日

法務大臣　仙谷　由人

一　名称　ＮＰＯ法人Ｉ．Ａ．Ｅ．Ａ．ＪＡＰＡＮ

二　所在地　群馬県前橋市富士見町原之郷六百七十四番地一ガーデンヒルズ二―百五

○財務省告示第三百八十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第三項及び第四項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月三十日

財務大臣　野田　佳彦

別表生命保険契約者保護機構の項中「平成二十一年三月三十一日まで」の下に「又は平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を加え、同表損害保険契約者保護機構の項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

○財務省告示第三百八十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年十一月三十日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	二・一七トン
四	一四、九八二トン
五	八三五トン
六	六トン
七	九・一三トン
八	一・一三トン
九	二三、〇二二トン
一〇	三、一四四トン
一一	二、七五八トン
一二	四〇、一六五トン
一三	三、一七九、〇二八トン
一四	八五二、〇二一トン
一四の二	三六九、九九六トン
一五	一、二四五トン
一六	一〇、一七〇トン
一七	五三、八〇四トン
一八	九、七八四トン
一九	六〇〇トン
二〇	一六二トン
二一	一六、五五一トン
二二	四二五トン
二三	二、五八七トン
二四	一四トン
二五	○トン
二六	二、三三八トン
二七	五、一八二トン
二八	五トン
二九	四一六トン